

防衛省訓令第120号

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条に基づく土地の使用等に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条に基づく土地の使用等に関する訓令

改正 平成28年3月28日省訓第18号

平成28年3月31日省訓第36号

令和 元年5月31日省訓第 5号

令和 3年1月29日省訓第 1号

(通則)

第1条 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置

に関する法律（平成16年法律第113号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく土地の使用等については、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成16年政令第278号。以下「施行令」という。）第2条ただし書の規定の適用がある場合を除き、法、施行令及び武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成16年内閣府令第75号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（地方公共団体との連絡）

第2条 地方防衛局長は、法第15条第1項の規定による土地又は家屋の使用（以下「土地等の使用」という。）に関し、関係する地方公共団体との緊密な連絡を図るものとする。

（所有者及び占有者の確認）

第3条 地方防衛局長は、次の各号に掲げる場合に応じ、

それぞれ当該各号に定める者を、速やかに登記簿、戸籍簿、住民票その他の書類による調査その他の方法により、確認しなければならない。

(1) 土地等の使用を行おうとする場合 土地等の所有者及び占有者

(2) 法第15条第2項の規定による立木等（以下「立木等」という。）の移転又は処分を行おうとする場合 立木等の所有者

(3) 法第15条第3項の規定による家屋の形状の変更を行おうとする場合 家屋の所有者

(立入検査)

第4条 法第15条第4項において準用する自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第15項の規定による通知は、別記第1号様式による土地等立入通知書により行うものとする。

2 法第15条第4項において準用する自衛隊法第103条第16項に規定する身分を示す証明書は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和3

7年防衛庁訓令第66号)第23条に規定する身分証明書とする。

(所有者及び占有者の確認報告)

第5条 地方防衛局長は、第3条の確認の結果を地方協力局長に報告するものとする。この場合において、地方防衛局長は、法第15条第4項において読み替えて準用する自衛隊法第103条第13項の規定による立入検査を行ったときは、その結果を併せて報告するものとする。

(公用令書の交付等)

第6条 地方防衛局長は、土地等の使用を行おうとする土地等について、アメリカ合衆国政府との間でその提供に関する協定が締結されたときは、速やかに、必要な公用令書の交付(法第15条第4項において読み替えて準用する自衛隊法第103条第7項の規定による公用令書の交付をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

2 地方防衛局長は、前項の公用令書の交付を行った後、

アメリカ合衆国政府との間で前項の協定の内容について変更が生ずることとなる協定の締結がされた場合その他の場合において、当該公用令書の交付に係る処分全部又は一部の取消しを行う必要があるときは、遅滞なく、当該取消しに係る公用取消令書の交付（施行令第1条において読み替えて準用する自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第135条の規定による公用取消令書の交付をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

（公用令書の交付等の完了報告）

第7条 地方防衛局長は、公用令書の交付を完了したとき、及び公用取消令書の交付を完了したときは、それぞれその旨を地方協力局長に報告するものとする。

（申請書の受理）

第8条 地方防衛局長は、法第15条第4項において読み替えて準用する自衛隊法第103条第10項の規定による損失の補償を受けようとする者（以下「申請者」という。）から施行規則第3条に規定する損失補償

申請書を受理したときは、遅滞なく、防衛大臣に当該申請書の写しを送付するものとする。

(補償調書の作成等)

第9条 地方防衛局長は、申請者から損失補償申請書を受理した後、遅滞なく、補償すべき損失がないと認めるときは損失補償申請書の内容が補償すべき損失でないことを明らかにする書類（以下単に「書類」という。）を、補償すべき損失があると認めるときは駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）及びその関係評価基準の相当規定の例により当該損失の補償額を算定し、損失補償調書その他参考となる資料（以下「調書等」という。）を作成するものとする。

2 地方防衛局長は、書類又は調書等を作成したときは、その写しを防衛大臣に送付するものとする。

(補償額の決定等)

第10条 防衛大臣は、地方防衛局長から書類又は調書等の写しの送付を受けたときは、その内容を審査し、

損失の有無又は補償額を決定し、遅滞なく、別記第2号様式による損失補償決定通知書により申請者に通知するとともに、その写しを地方防衛局長に送付するものとする。

- 2 防衛大臣は、損失の有無又は補償額を決定するに当たり、調書等の内容を変更した場合には、その旨を地方防衛局長に通知するものとする。

(補償金の交付等)

第11条 地方防衛局長は、補償金を交付するときは、補償を受けるべき者から別記第3号様式による同意書を提出させるものとする。

- 2 地方防衛局長は、補償金を交付したときは、遅滞なく、同意書の写しを添付した別記第4号様式による損失補償支払完了報告書により防衛大臣に報告するものとする。

(異例なものの処理)

第12条 地方防衛局長は、異例なものの処理については、防衛大臣の指示を受けなければならない。

(委任規定)

第13条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日省訓第18号）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第36号）

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月31日省訓第5号）

- 1 この訓令は、令和元年5月31日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成



」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和 3 年 1 月 2 9 日省訓第 1 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 3 年 1 月 2 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第4条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

（管理者）殿

防衛局長

土 地 等 立 入 通 知 書

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第4項において読み替えて準用する自衛隊法第103条第13項の規定により、下記のとおり土地等に立ち入りたいので、自衛隊法第103条第15項の規定により通知します。

記

- 1 立ち入ろうとする土地等の所在
- 2 立ち入ろうとする時期又は期間
- 3 立入りの目的

注： 通知書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。

別記第2号様式（第10条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

（住所（所在地））

（氏名（名称及び代表者））

殿

防 衛 大 臣

損 失 補 償 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けをもって申請のあった に対する損失補償  
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 請求額
- 2 補償決定金額
- 3 補償対象日時・期間
- 4 決定理由
- 5 その他の事項

注： この決定に係る審査請求及び訴えの提起については、裏面を参照のこと。

(裏面)

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
  
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別記第3号様式（第11条関係）

同 意 書

令和 年 月 日付け 第 号損失補償決定通知書により通知を受けた  
損失補償金については、下記の金額及び各事項について異議なく、この金額を受領の  
上は、本件については今後いかなる名義によるも請求しない。

記

- 1 補償金額
- 2 補償対象日時・期間
- 3 補償内容

令和 年 月 日

防衛局長 殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

別記第4号様式（第11条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

損 失 補 償 支 払 完 了 報 告 書

下記のとおり支払を完了したから報告する。

記

- 1 申 請 者  
住 所（所在地）  
氏 名（名称及び代表者）
- 2 補 償 金 額
- 3 支 払 年 月 日
- 4 支 払 対 象 日 時 ・ 期 間